

自賠責保険運用益拠出事業に係る支出要綱

一般社団法人 日本損害保険協会

1. 基本方針

自賠責保険の運用益は、「自動車損害賠償保障法第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する省令」第2条（保険会社の準備金の取崩し）に基づき、自賠責保険の収支の改善又は自動車事故被害者の保護の増進に資する以下の対象について使用されるものとする。

- (1) 自動車事故防止対策
- (2) 救急医療体制の整備
- (3) 自動車事故被害者対策
- (4) 後遺障害認定対策
- (5) 医療費支払適正化対策
- (6) その他の対策

2. 運営方法

- (1) 具体的支出内容は、一般社団法人日本損害保険協会（以下「協会」という。）会長が自賠責運用益使途選定委員会（以下「使途選定委員会」という。）に諮問する。
- (2) 使途選定委員会は、協会会長よりの諮問案を審議し、その結果を協会会長に答申、協会会長は理事会にその内容を諮る。
- (3) 協会理事会は、使途選定委員会の答申に基づき、具体的支出内容を審議・決定する。
- (4) 各保険会社は、協会理事会の決定を踏まえ、運用益を拠出する。

3. 使途選定委員会の構成等

- (1) 使途選定委員会は、委員9名以内をもって構成する。
- (2) 協会会長は、次に掲げる者に使途選定委員会の委員を委嘱する。
 - ア. 自賠責保険審議会委員または特別委員
 - イ. 使途選定委員会の推薦する有識者（自賠責保険審議会委員または特別委員であった者を含む。）
- (3) 使途選定委員会の委員の任期は2年を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

なお、(2)イ.により委嘱した場合、連続して在任できる期間は8年までとする。
- (4) 協会は、使途選定委員会の委員に対して、委嘱料を支払う。

4. 使途選定委員会の運営

- (1) 使途選定委員会の委員長は委員の互選によって決定する。
- (2) 使途選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

- (3) 使途選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (4) 使途選定委員会は年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に使途選定委員会を開催することができる。

5. 細則への委任

本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施について必要な事項は、自賠責保険運用益抛出事業の運用益支出細則に定める。

6. 改廃の権限

本要綱の改廃は、理事会の議決によるものとする。ただし、軽微な改定については業務委員会の決議によるものとし、改定内容を理事会に報告するものとする。

附則

1. 本要綱に定める自賠責保険運用益抛出事業運用益支出について、各保険会社は、運用益の抛出を強制されるものではない。
2. 上記3.(3)に定める在任期間については、平成11年度以降新たに選任される委員を対象とする。

以 上

制定	1976年	3月
改正	1987年	5月
	1993年	1月
	1998年	10月
	2011年	4月
	2012年	4月
	2020年	7月